

公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会
会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会（以下、「本会」という。定款第3章の会員に関する事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の資格)

第2条 定款第5条に基づく会員の資格を次のとおりとする。

1 正会員

(1) ジュエリーデザインの創作の実務に5年以上従事している個人

(2) ジュエリーデザインに関わる学識経験者

(3) その他前各号に規定する資格と同等の資格を有する者

2 賛助会員

本会の目的に賛同し、事業に協力しようとする個人及び団体

3 名誉会員

本会に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された者

旧理事長・会長経験者、役員(理事・監事)を10年以上務めた者、またはこれ以外で顕著な功労のあった者が候補者となり、該当年度において75歳時一回だけの審査で繰り越さない

(入会の手続)

第3条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 入会申込書は、事務局において受理し、その都度定例理事会に提出する。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、理事会において推薦を決定し、本人に通知する。

(審査)

第4条 理事会は、前条により提出された入会申込書を第2条に基づき審査しなければならない。

2. 理事会は、審査の結果を事務局に連絡しなければならない。

3. 事務局は、前項の連絡を受けたときは、当該審査の結果を申請者に通知するものとする。

(会員の資格取得)

第5条 前条に基づき会員として入会を承認された者は8条及び10条に基づき入会金及び初年度会費を納付した日から会員資格を取得する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第6条 入会者は、全員の種別毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金)

第7条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員 30,000円

(入会金の納期)

第8条 入会金は、本会から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- 正会員 50,000 円
- 賛助会員個人 一口 50,000 円、一口以上
- 賛助会員団体 一口 100,000 円、一口以上

(会費の納期)

第10条 会員は、毎事業年度、4月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、正会員は、分割納入を申し出ることができる。

(中途入会の正会員会費及び納期)

第11条 事業年度の中途に入会した正会員の当該事業年度の会費は、入会月により次のとおりとする。

正会員 7月：37,500円／10月：25,000円／1月：12,500円

- 2 前項の会費の納入は、本会から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(入会金及び会費の免除)

第12条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第5条及び第7条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

- (1) 会員から入会金又は会費若しくは入会金及び会費の免除申請があった場合
- (2) 免除すべき相当の事由があると認める正会員
- (3) 名誉会員

(会費の滞納)

第13条 会費滞納者へは次の措置をとる。

- 1 本会の毎事業年度末において当該年度年会費(50,000円)を滞納している会員は、次年度より会費納入のあるまで全事業の参加及び郵送物の発送を禁止する。
- 2 本会の毎事業年度末において1年間の会費(50,000円)を滞納している会員へ、年度末日付けで督促状を送付する。
2年以上会費を滞納している会員は、定款第10条1項に基づき、会員資格を喪失する。

(会員の権利)

第14条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 正会員は、入会申込書に基づき会員証の交付を受ける。
- (2) 正会員は、会員章碑を購入することができる。賛助会員は、会員章碑を所有できる。
- (3) 本会の協賛店において特典を受けることができる。
- (4) 会報の配布を受けること
- (5) 本会が発行し、または斡旋する図書、印刷物等を会員価格で購入すること
- (6) 本会の主催する講演会、研究会等へ会員価格で参加できる
- (7) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。

(会員の義務)

第15条 会員は、定款で定めるものの他、次の義務を負うものとする。

- (1) 定款及び本規程を遵守すること
- (2) 会員の住所、氏名等に異動のあったときは、すみやかに本会に届出ること
- (3) 他人に属する著作権及び産業財産権を侵害しないこと並びに侵害させるような指示をしないこと
- (4) 依頼者から提出された資料及び情報の秘密を漏らし又は盗用しないこと

(会費の用途)

第 16 条 第 5 条及び第 7 条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(休会)

第 17 条 正会員は次の各号に該当するとき、別に

定める休会届を提出し理事会の承認を受け、会費の免除を受けることができる。ただし、未納の会費がある場合には、完納することとする。

- (1) 病気療養、災害・事故、介護、出産などのため、その活動の継続がきわめて困難な状態であること。
- (2) 海外赴任・研修などによる長期海外滞在で、休会を希望するとき。
- (3) その他理事会が休会にあたる理由と承認したとき。

2 期間

休会期間は 3 年未満とし、年度毎に必要な書類を提出し、理事会の承認を得ることとする。

3 資格

休会期間中は正会員の権利は、停止される。

4 休会届

- (1) 休会届けに、休会事由を詳しく記述し提出しなければならない。
- (2) 診断書など、休会事由を証明する書類を添付しなければならない。

(退会事由及び手続)

第 18 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第 10 条の定めにより、退会以外の事

由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第 19 条 前条の規定により会員資格を喪失した者

が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第 3 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第 3 条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(規程の変更)

第 20 条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 条に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(平成 24 年 4 月 1 日登記)
2. 会員規程(昭和 63 年 3 月 30 日制定)は、廃止する。
3. 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行なう。(平成 24 年 4 月 1 日登記)
4. 2004 年 3 月 26 日改訂
5. 2015 年 2 月 24 日改訂
6. 2023 年 10 月 16 日改定

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1 正会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会の上は、定款及び会員規程を厳守し、オリジナルデザインの重要性を認識し、活動することを誓約いたします。」

(2) 氏名、生年月日、性別(任意)、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス

(3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス・URL

(4) 最終学歴、主要職歴、受賞・活動歴

(5) 所属団体(随意)

(6) 紹介者(随意)

2 賛助会員

(1) 団体(法人)名、所在地、代表電話・Fax・メールアドレス・URL

(2) 代表者氏名、役職

(3) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス)

(4) 年会費口数及び額

(5) 紹介者(随意)